

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 3 月 27 日 (金) 号外第 37 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県市町村創生交付金条例施行規則 (27) (地域振興課) 3
	鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (28) (くらしの安心推進課) 6

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県市町村創生交付金条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県市町村創生交付金条例の新設に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 市町村創生交付金は、地方創生を推進するために地域の実情に応じて実施する事業を対象とする。
- (2) 市町村ごとの基本交付額は、次に定めるところにより算定する。
 - ア 市町村創生交付金総額の40パーセントは財政力割
 - イ 市町村創生交付金総額の37.5パーセントは均等割
 - ウ 市町村創生交付金総額の17.5パーセントは人口割
- (3) 市町村ごとの調整交付額は、地方創生の推進に特に資する事業の効果に応じて配分する。
- (4) 市町村ごとの市町村創生交付金の交付額は、対象事業費の2分の1を上限とする。
- (5) 交付申請、概算払及び精算払、実績報告並びに監査について定める。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。
 - イ 鳥取県市町村交付金条例施行規則は、廃止する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部が改正され、鳥取県HACCP適合施設の認定制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県HACCP適合施設の認定の要件として規則で定めるものは、次のとおりとする。
 - ア 食品衛生管理者又は食品衛生責任者並びに製品についての知識及び専門技術を有する者で構成される班を編成すること。
 - イ 製品説明書、製造工程一覧図、衛生管理の検証の結果及び重要管理点を定めない場合にあってはその理由を記載した書類を作成すること。
 - ウ HACCPに関する書類を製品の消費期限等に応じた期間保存するために必要な管理体制が確保されていること。
 - エ 申請者が、営業許可を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者等でないこと。
 - オ 申請者が、認定を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者でないこと。
 - カ 申請者が、暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (2) 鳥取県HACCP適合施設の認定申請、地位承継届、変更届、辞退届、廃止届、再交付申請等の手続を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

規 則

鳥取県市町村創生交付金条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県市町村創生交付金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県市町村創生交付金条例（平成27年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 市町村創生交付金は、地方創生を推進するために地域の実情に応じて実施する事業を対象とする。

(市町村創生交付金の対象経費)

第3条 条例第2条第1項第1号の規則で定める人件費及び旅費は、次に掲げる者に係る人件費（報償費を含む。）及び旅費とする。

- (1) 臨時又は非常勤の職員
- (2) 地方公共団体以外の法人から派遣された者
- (3) 施策検討のために設ける検討組織の委員その他の構成員

(基本交付額)

第4条 基本交付額の総額は、当該年度の市町村創生交付金の総額に100分の95を乗じて得た額とする。

2 市町村ごとの基本交付額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 当該年度の市町村創生交付金の総額に100分の40を乗じて得た額を、市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事が別に定める方法により配分した額
- (2) 当該年度の市町村創生交付金の総額に100分の37.5を乗じて得た額を、市町村の数で除して得た額
- (3) 当該年度の市町村創生交付金の総額に100分の17.5を乗じて得た額を、市町村の人口を県全体の人口で除して得た割合により配分した額

(調整交付額)

第5条 調整交付額は、市町村創生交付金を充当する事業に要した事業費の額に2分の1を乗じて得た額（以下「交付基準額」という。）が基本交付額を超える市町村に対して交付する。

- 2 調整交付額の総額は、当該年度の市町村創生交付金の総額から、全ての市町村の基本交付額（交付基準額が基本交付額に満たない市町村にあっては、交付基準額）を合算した額を控除して得た額とする。
- 3 市町村ごとの調整交付額は、当該年度の調整交付額の総額を、事業の必要性、効率性及び有効性を勘案して知事が別に定める方法により配分した額とする。

(市町村創生交付金の上限)

第6条 市町村ごとの市町村創生交付金の交付額（第10条第3項の規定により加えるものとされる額を除く。）は、当該市町村の交付基準額を上限とする。

(市町村創生交付金の交付申請等)

第7条 市町村創生交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度1月31日までに、次に掲げる事項を記載した市町村創生交付金交付申請書を知事に提出するものとする。この場合において、市町村創生交付金を充当する事業は、既に完了し、又は当該年度中に完了することが確実なものでなければならない。

- (1) 市町村創生交付金の交付見込額
- (2) 市町村創生交付金を充当する事業の事業費総額

(3) 市町村創生交付金を充当する事業ごとの事業費及び事業内容

2 知事は、市町村創生交付金交付申請書の提出があった場合において、条例第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、申請に係る事項に修正を加えて市町村創生交付金の交付額を決定することができる。

(市町村創生交付金の交付)

第8条 知事は、市町村長からの申出があるときは、毎年度7月31日までに、基本交付額に2分の1を乗じて得た額を上限として、概算払の方法により市町村創生交付金を交付するものとする。

2 条例第3条第3項の規定による市町村創生交付金の交付は、毎年度3月31日までに行うものとする。

(市町村創生交付金の実績報告)

第9条 市町村創生交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた翌年度の4月1日から6月30日までの間に、市町村創生交付金の交付額、第7条第1項第2号及び第3号に掲げる事項並びに市町村創生交付金を充当する事業ごとの事業費の内訳を記載した市町村創生交付金対象事業実績報告書を知事に提出するものとする。

(市町村創生交付金の審査等)

第10条 知事は、市町村創生交付金対象事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて監査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査又は監査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市町村に対する市町村創生交付金を減じ、他の市町村に対する市町村創生交付金を増やすものとする。

(1) 市町村創生交付金の交付額が交付基準額を超え、第6条の規定に違反していたとき。

(2) 市町村創生交付金を充当する事業が条例及びこの規則の規定に基づき適正に執行されていないとき。

3 前項の規定による市町村創生交付金の減額及び増額は、減額及び増額を行うべき年度の翌年度の市町村創生交付金の交付額から控除し、及び加える方法により行い、条例第3条第3項の規定による通知において、その額を示すものとする。

4 市町村創生交付金の交付額が前項の規定により控除するものとされる額に不足するときは、知事は、市町村長に対して当該不足する額を返還させるものとする。

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第11条 条例及びこの規則に定めるもののほか、市町村創生交付金に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第9条、第21条、第22条、第25条及び第26条の規定の例による。

(雑則)

第12条 条例及びこの規則に定めるもののほか、市町村創生交付金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県市町村交付金条例施行規則の廃止)

2 鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(鳥取県市町村交付金条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 条例附則第3項に規定する市町村交付金については、旧規則の規定は、この規則の施行後もなおその効力を有する。

4 条例附則第3項に規定する市町村交付金について旧規則第11条第3項から第5項までの規定により翌年度の市町村交付金の交付額から減じ、又は加えるものとされている額については、これらの規定にかかわらず、平成27年度の市町村創生交付金の交付額から減じ、又は加えるものとする。この場合においては、第6条中「第10条第3項」とあるのは、「附則第4項」とする。

(鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部改正)

5 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次の各号に掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合算した額の範囲内で、次条に規定する個別最低保証額、第5条第1項に規定する個別調整交付額及び同条第2項に規定する災害復旧交付額を合算した額から、第11条第1項に規定する交付不要額を減じた額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる事業以外の対象事業であって、受益者負担率が市町村交付金事業（この規則の施行前に県から交付金の交付を受けて実施した対象事業をいう。）の受益者負担率（以下「市町村交付金時負担率」という。）より小さいもの 2分の1から市町村交付金時負担率に2分の1を乗じて得た割合を減じた割合に、市町村交付金時負担率から受益者負担率を減じた割合を加えた割合（その割合が2分の1を超えるときは、2分の1）</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次の各号に掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合算した額の範囲内で、次条に規定する個別最低保証額、第5条第1項に規定する個別調整交付額及び同条第2項に規定する災害復旧交付額を合算した額から、第11条第1項に規定する交付不要額を減じた額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる事業以外の対象事業であって、受益者負担率が市町村交付金事業（<u>鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金交付条例（平成18年鳥取県条例第7号）の規定による交付金の交付を受けて実施した対象事業をいう。</u>）の受益者負担率（以下「市町村交付金時負担率」という。）より小さいもの 2分の1から市町村交付金時負担率に2分の1を乗じて得た割合を減じた割合に、市町村交付金時負担率から受益者負担率を減じた割合を加えた割合（その割合が2分の1を超えるときは、2分の1）</p> <p>(3)・(4) 略</p>

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県食品衛生条例施行規則</u></p>	<p><u>鳥取県食品衛生法施行細則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）</u>、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）<u>、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>の施行に関しては、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）</u>、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）<u>、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）及び鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>
<p>(公衆衛生上実施することが望ましい措置の基準)</p> <p>第10条 <u>条例第3条の2第1項の認定を受けている施設以外の施設において条例第3条第2項の公衆衛生上実施することが望ましい措置は、別表第2のとおりとする。</u></p>	<p>(<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置の基準</u>)</p> <p>第10条 条例第3条第2項の<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、別表第2のとおりとする。</u></p>
<p>(<u>鳥取県HACCP適合施設の認定</u>)</p> <p>第10条の2 <u>条例第3条の2第1項の規定による申請は、知事に次に掲げる書類を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>様式第6号の2による申請書</u></p> <p>(2) <u>条例第3条の2第2項第1号から第5号までの規定により特定し、又は設定した危害物質、重要管理点、管理基準、モニタリングの方法及び改善措置について記載した書類</u></p> <p>(3) <u>条例別表第1の1の項(5)の力の(エ)に規定する記録</u></p> <p>(4) <u>第3項第2号に掲げる書類</u></p>	

- (5) 法第52条第1項の許可を受ける必要がない施設にあっては、施設の構造を記載した図面
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、条例第3条の2第1項の認定をしたとき、又は同条第3項の更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、様式第6号の3による認定証を交付するものとする。
- 3 条例第3条の2第2項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）又は条例別表第1の1の項(7)のアに規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）並びに製品についての知識及び専門技術を有する者で構成される班を編成すること。
- (2) 次に掲げる書類を作成すること。
- ア 製品の特性、原材料等について記載した製品説明書
- イ 製品の製造工程を図示した製造工程一覧図
- ウ 条例第3条の2第2項第2号に規定する重要管理点を定める必要がない場合にあつては、その理由を記載した書類
- エ 条例第3条の2第2項第6号の規定により行う検証の結果を記録した書類
- (3) 第1項第2号に規定する書類及び前号に掲げる書類を製品の消費期限等に応じた期間保存するために必要な管理体制が確保されていること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法第52条第2項各号のいずれかに該当する者
- イ 条例第3条の2第4項の規定により同条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- カ 法人であつて、その業務を行う役員のうちに
エ又はオに該当する者があるもの
- 4 条例第3条の2第3項の規則で定める期間は、同

条第1項の認定の日又は同条第3項の更新の日から9年以内で法第52条第1項の許可の有効期間の末日（当該許可を受ける必要がない施設にあつては、別に定める日）までとする。

5. 条例第3条の2第3項の更新を受けようとする者は、前項に規定する期間の末日の20日前までに知事に更新の申請をしなければならない。

(認定事業者の地位の承継)

第10条の3 認定事業者について、相続、合併又は分割があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業又は事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業若しくは事業を承継した法人は、認定事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、速やかに様式第6号の4による届書を知事に提出しなければならない。

(認定事業者の変更の届出)

第10条の4 認定事業者は、住所若しくは氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の氏名）、施設の名称、屋号若しくは商号又は第10条の3第1項第2号に規定する書類に記載した事項に変更があつた場合は、速やかに様式第6号の5による届書を知事に提出しなければならない。

(公衆衛生の見地から望ましい営業施設の基準)

第10条の5 略

(食品衛生責任者の責務)

第11条 食品衛生責任者は、営業者（食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。

(営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届出)

第11条の3 法第52条第1項の許可を受けた者は、食品衛生責任者を置いたとき（当該許可を受ける前に食品衛生責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務

(公衆衛生の見地から望ましい営業施設の基準)

第10条の2 略

(食品衛生責任者の責務)

第11条 条例別表第1の1の項(7)に規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）は、営業者（法第48条第1項に規定する食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。

(営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届出)

第11条の3 法第52条第1項の許可を受けた者は、食品衛生責任者を置いたとき（当該許可を受ける前に食品衛生責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の2により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務

所長又は生活環境事務所に届け出るものとする。
食品衛生責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(報告等が必要な食品取扱者の症状)

第11条の4 条例別表第1の2の項(3)の規定による食品取扱者が報告し、必要な指示を受けなければならない症状は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(生食用食肉衛生管理責任者の届出)

第11条の6 法第52条第1項の許可を受けた者は、生食用食肉衛生管理責任者を置いたとき(当該許可を受ける前に生食用食肉衛生管理責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき)は、15日以内に、様式第6号の7により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務所長又は生活環境事務所長に届け出るものとする。生食用食肉衛生管理責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(営業の許可の有効期間)

第12条の2 法第52条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から5年を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる施設における許可の有効期間は、当該許可の日からそれぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。

(1) 略

(2) 別に定めるところにより国際標準化機構が定めた規格 I S O 22000以上の公衆衛生上の措置が講じられている施設として知事が認めた施設 8年

(3) 略

(4) 条例第3条の2第1項の認定を受けている施設 7年

(5)・(6) 略

(許可証等の再交付申請等の手続)

第13条 法第52条第1項の許可を受けた者は、条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

2 法第52条第1項の許可を受けた者は、許可証若し

所長又は生活環境事務所に届け出るものとする。
食品衛生責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(報告等が必要な食品取扱者の症状)

第11条の4 条例別表第1の2の項(2)の規定による食品取扱者が報告し、必要な指示を受けなければならない症状は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(生食用食肉衛生管理責任者の届出)

第11条の6 法第52条第1項の許可を受けた者は、生食用食肉衛生管理責任者を置いたとき(当該許可を受ける前に生食用食肉衛生管理責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき)は、15日以内に、様式第6号の3により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務所長又は生活環境事務所長に届け出るものとする。生食用食肉衛生管理責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(営業の許可の有効期間)

第12条の2 法第52条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から5年を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる施設における許可の有効期間は、当該許可の日からそれぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。

(1) 略

(2) 別に定めるところにより国際標準化機構が定めた規格 I S O 22000に適合する施設として知事が認めた施設 8年

(3) 略

(4) 別に定めるところにより優れた衛生管理が行われている施設として知事が認定したもの 7年

(5)・(6) 略

(許可証等の再交付申請等の手続)

第13条 法第52条第1項の許可を受けた者 (以下別表第2を除き、「営業者」という。)は、条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

2 営業者は、許可証又は許可標識の再交付を受けた

くは許可標識の再交付を受けた後において亡失した許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所長又は生活環境事務所長に返納しなければならない。

3 認定事業者は、認定証の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号の2による申請書を知事に提出しなければならない。

4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後において亡失した認定証を発見したとき、条例第3条の2第3項の規定により認定がその効力を失ったとき、同条第4項の規定により認定が取り消されたとき、認定に係る施設を廃止したとき、又は第15条第3項の規定により認定を辞退したときは、認定証を知事に返納しなければならない。

(施設の廃止等の届出)

第15条 法第52条第1項の許可を受けた者又は認定事業者は、同項の許可又は条例第3条の2第1項の認定に係る施設を廃止したときは、様式第13号による届書により速やかにその旨を総合事務所長若しくは生活環境事務所長又は知事に届け出なければならない。

2 施設の廃止が法第52条第1項の許可を受けた者又は認定事業者の死亡又は解散によるものであるときは、その相続人又は清算人が前項の届出をしなければならない。

3 認定事業者は、様式第14号による届書により知事に届け出て、条例第3条の2第1項の認定を辞退することができる。

(書類の提出)

第16条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

別表第2 (第10条関係)

1・2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1) 略

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

条例別表第1の1の項(2)のアの洗浄及び消毒の実施状況を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。

後において亡失した許可証又は許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所長又は生活環境事務所長に返納しなければならない。

(営業の廃止の届出)

第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第13号による届書により速やかにその旨を総合事務所長又は生活環境事務所長に届け出なければならない。

2 営業の廃止が営業者の死亡又は解散によるものであるときは、その相続人又は清算人が前項の届出をしなければならない。

(書類の提出)

第16条 法、政令、省令、乳等省令又は条例の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

別表第2 (第10条関係)

1・2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1) 略

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

条例別表第1の1の項(2)のアの洗浄及び消毒の実施状況を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。

(3)・(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア 略

イ 食品等（条例別表第1の1の項(5)のエの(イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア) 略

(イ) 製品ごとにその特性、原材料等について記載した製品説明書を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(ウ) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 管理運営要領の見直し

1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、条例別表第1の2の項(7)の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容の見直しを行うこと。

イ 計器類並びに殺菌及び除菌装置について、その機能を1年に1回以上点検すること。

ウ 手洗設備には、爪ブラシ、ペーパータオル又は自動乾燥機を備え、使用できる状態にしておくこと。

(3)・(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア 略

イ 食品等（条例別表第1の1の項(5)のエの(イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア) 略

(イ) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(ウ) 略

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の意見の尊重

食品衛生責任者が食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法又は食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

(8) 略

(9) 不良な食品等の回収

食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときに、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び総合事務所長、生活環境事務所長又は食肉衛生検査所長への報告の手順を定めること。

(10) 管理運営要領の作成

ア 施設及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。

イ 1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アの管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容の見直しを行うこと。

(11) 検食の実施

ア 飲食店営業のうち、弁当屋、仕出屋、旅館

4 略

5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練

(1) 略

(2) 略

(3) 1年に1回以上教育訓練の効果の評価を行い、必要に応じて(1)の実施計画の見直しを行うこと。

別表第3 (第10条の5関係)

略

様式第6号 (第9条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届
職 氏 名 様

食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類

(1)~(3) 略

その他一時に多人数に食品を供与する営業にあっては、原材料ごとに、検食を72時間以上(一時に300食以上提供する場合は、検食を冷凍して2週間以上)保存すること。この場合において、原材料の検食は、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

イ 条例別表第1の1の項(9)に規定する検食の保存に際しては、併せて当該製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

4 略

5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練

(1) 営業者(条例第3条第1項に規定する営業者をいう。)は、食品取扱者及び関係者に対し、衛生教育を実施すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 1年に1回以上教育訓練の効果の評価を行い、必要に応じて(2)の実施計画の見直しを行うこと。

6 表示

弁当類の消費期限の表示には、年月日のほか、その時間を記載すること。

別表第3 (第10条の2関係)

略

様式第6号 (第9条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届
職 氏 名 様

食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類

(1)~(3) 略

(4) 食品衛生管理者を2名以上設置する場合に
おいてその一部を変更するときは、変更後の食
品衛生管理者の一覧表

様式第6号の6（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届
職 氏 名 様
食品衛生責任者を設置（変更）したので、鳥取県
食品衛生条例施行規則第11条の3の規定により、下
記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主た
る事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

記

略

添付書類 食品衛生責任者を2名以上設置する場合
においてその一部を変更するときは、変更後の食
品衛生責任者の一覧表

注 略

様式第6号の7（第11条の6関係）

生食用食肉衛生管理責任者設置（変更）届
職 氏 名 様
生食用食肉衛生管理責任者を設置（変更）したの
で、鳥取県食品衛生条例施行規則第11条の6の規定
により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主た
る事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

記

略

添付書類

(1) 生食用食肉の取扱いに関する講習を受講し
たことを証する書類の写し

(2) 生食用食肉衛生管理責任者を2名以上設置
する場合においてその一部を変更するときは、
変更後の生食用食肉衛生管理責任者の一覧表

様式第6号の2（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届
職 氏 名 様
食品衛生責任者を設置（変更）したので、鳥取県
食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記
のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主た
る事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

記

略

注 略

様式第6号の3（第11条の6関係）

生食用食肉衛生管理責任者設置（変更）届
職 氏 名 様
生食用食肉衛生管理責任者を設置（変更）したの
で、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の6の規定に
より、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主た
る事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

記

略

添付書類 生食用食肉の取扱いに関する講習を受講
したことを証する書類の写し

様式第10号（第13条関係）

略

営業許可証（許可標識）再交付（書換交付）申請書

職 氏 名 様

下記の営業許可証（許可標識）の再交付（書換交付）を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

営業所所在地	
略	
営業の種類	
略	

添付書類 略

様式第13号（第15条関係）

廃止届

職 氏 名 様

下記のとおり施設を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

許可番号	
認定番号	
略	
廃止年月日	

添付書類

- (1) 営業許可を受けている施設は、営業許可証
- (2) 鳥取県HACCP適合施設の認定を受けている施設は、認定証

注

- (1) 営業許可を受けていない施設は、許可番号欄の記載を要しないこと。
- (2) 鳥取県HACCP適合施設の認定を受けていない施設は、認定番号欄の記載を要しないこと。

様式第10号（第13条関係）

略

営業許可証（許可標識）再交付（書換交付）申請書

職 氏 名 様

下記の営業許可証（許可標識）の再交付（書換交付）を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

許可番号	
略	
許可年月日	
略	

添付書類 略

様式第13号（第15条関係）

廃業届

職 氏 名 様

下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

許可番号	
略	
廃業年月日	

添付書類

営業許可証

第2条 鳥取県食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第6号の次に次の4様式を加える。

様式第6号の2（第10条の2関係）

鳥取県HACCP適合施設認定（更新）申請書

職 氏 名 様

鳥取県HACCP適合施設の認定（更新）を受けたいので、鳥取県食品衛生条例第3条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

営業の種類		
製品の種類		
認定に係る施設の	名称	
名称及び所在地	所在地	

添付書類

- (1) 製品説明書及び製造工程一覧図
- (2) 危害分析、重要管理点の決定及び管理基準の設定について記載した書類
- (3) モニタリングの方法及び改善措置について記載した書類
- (4) モニタリングの結果及び講じた改善措置の内容の記録
- (5) 衛生管理の検証の結果の記録
- (6) 営業許可を受けていない施設は、施設の構造を記載した図面
- (7) その他必要と認める書類

様式第6号の3（第10条の2関係）

認定番号

鳥取県HACCP適合施設認定証

氏名（法人の場合は、名称）

営業の種類

製品の種類

施設の名称

施設の所在地

当初認定年月日 年 月 日

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県食品衛生条例第3条の2第1項の規定により、上記のとおり認定する。

年 月 日

職 氏

名印

様式第6号の4（第10条の3関係）

相続（合併・分割）による認定事業者の地位の承継届

職 氏 名 様

認定事業者の地位を承継したので、鳥取県食品衛生条例施行規則第10条の4第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

被相続人との続柄

記

被相続人の氏名及び住所 （合併又は分割の場合は、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、所在地及び代表者の氏名）		
相続開始の年月日 （合併又は分割の場合は、合併又は分割の年月日）		
認定に係る施設の名称及び 所在地	名称 所在地	
認定番号及びその年月日		

添付書類

- (1) 戸籍謄本（合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業若しくは事業を承継した法人の登記事項証明書）
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により認定事業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

様式第6号の5（第10条の4関係）

鳥取県HACCP適合施設の変更届

職 氏 名 様

鳥取県HACCP適合施設の認定について変更があつたので、鳥取県食品衛生条例施行規則第10条の5の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

認定番号		
認定に係る施設の 名称及び所在地	名称	
	所在地	
認定年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第13条関係）

鳥取県HACCP適合施設認定証再交付（書換交付）申請書

職 氏 名 様

鳥取県HACCP適合施設認定証の再交付（書換交付）を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

認定に係る施設の 名称及び所在地	名称	
	所在地	
変更事項（記載事 項に変更が生じた 場合に限る。）	変更前	
	変更後	
変更（再交付）の理由		

添付書類 鳥取県HACCP適合施設認定証を破損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更が生じた場合に
あつては、当該認定証

様式第11号中「営業者」を「許可営業者」に改める。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第14号（第15条関係）

鳥取県HACCP適合施設の辞退届

職 氏 名 様

鳥取県HACCP適合施設の認定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

認定番号		
認定に係る施設の 名称及び所在地	名称	
	所在地	
認定年月日		

添付書類 鳥取県HACCP適合施設認定証

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。